

図) 関係市町における官公庁施設及び大規模公共施設の分布状況

③ 住宅、店舗その他の小規模な建物又は工作物

住宅等の小規模な建物等では、屋根に降った雨水をタンクに貯留する方法が主流であり、個々の貯留量は小さいが、一団の地区単位で実施すれば、相当量の雨水貯留が可能となる。また、貯留した雨水を、樹木への散水、庭への打ち水、災害時の用水などに利用する等、雨水利用の観点においても有用な取組である。

これまでの取組

各市町では、住宅、事業所等を対象(市町により多少異なる)として雨水貯留タンク設置費の一部を助成する事業を行ってきた(下表)。

表) 雨水貯留タンク設置費の助成の状況(市町全域)

主体	助成件数	助成開始年度
猪名川町	169件	H15～
川西市	68件	H25～
宝塚市	317件	H16～
伊丹市	118件	H23～
尼崎市	95件※	H24～
計	767件	

平成26年1月末現在
※平成26年3月末現在

今後の取組

雨水貯留タンク設置助成制度を継続的に実施し、雨水の流出抑制効果の向上と雨水の有効利用を促進する。

トピックス：公共施設に設置した雨水タンク

身近な総合治水(流域対策)の取組である雨水貯留タンクは、不特定多数が目にする機会が多い場所に置くことにより、総合治水に対する“広告塔”としても大きな役割を果たす。



鉄道駅前の連絡通路下(川西市)



一庫ダム管理所の玄関(水資源機構)

④ 水田、ため池その他の雨水貯留浸透機能を現に有する施設

計画地域内には93箇所のため池(貯水容量5,000m³以上)、約950haの水田がある。

水田は、大雨や台風の際に降った雨を貯めることにより一度に流れ出るのを防ぎ、徐々に下流に流すことによって洪水を防止・軽減し、都市や農村を守っている。さらに、水田の排水口の堰板を嵩上げする等により、その機能をさらに高めていくことが期待される。

このため、水田の所有者は、営農に支障のない範囲(時期、水深等)において水田貯留に取り組むよう努めるとともに、県及び市町は、それらの普及啓発や実施にあたっての技術的な助言・指導を行う。

ため池は、主に農業用水の確保を目的として造られた施設であるが、大雨時にはため池流域からの流出量が一時的に抑制されることから、洪水を調節する機能も備えている。

このため、ため池の所有者は、農業上の利水容量に余裕があり、利水者の同意を得られる場合は、取水に支障のない範囲(時期、構造等)において、洪水吐の切り欠きや取水施設への緊急放流機能の追加等、洪水調節機能を向上させるための改良を行うよう努めるとともに、県及び市町は、それらの普及啓発や実施にあたっての技術的な助言・指導を行う。

併せて、ため池の管理者は日常点検や維持管理など適切なため池の管理に努める。

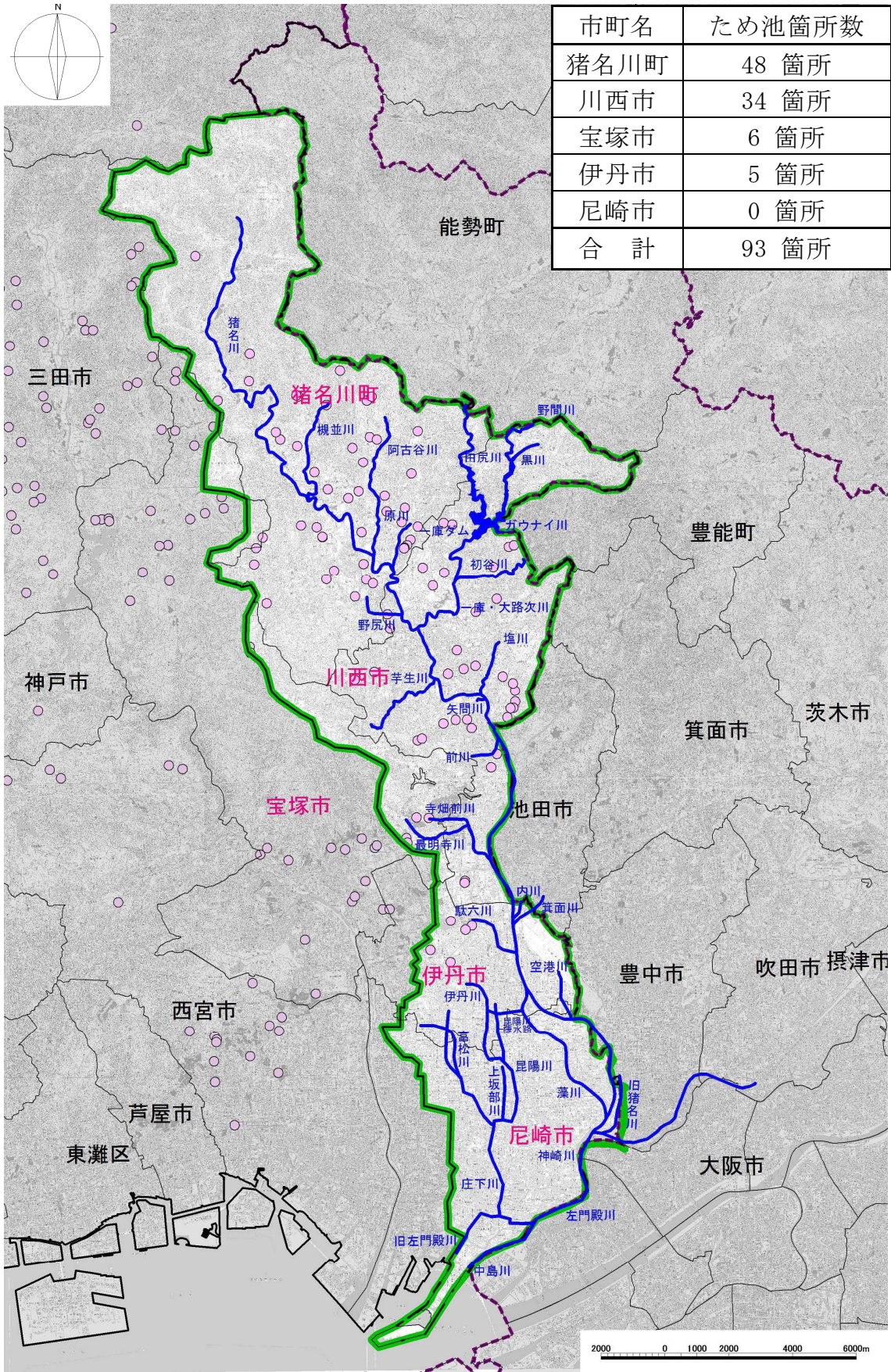


図) ため池の分布状況 (5,000m³以上)

トピックス：「たんぼダム」の取組(兵庫県)

県では、水田における雨水貯留「たんぼダム」の全県的な普及拡大を図るための取組を進めている。

- 平成25年度 西播磨地域の水田をモデルに実施効果等を検証
- 平成26年度 排水を調節するためのせき板等を希望集落に配布する「せき板1000枚配布大作戦」を展開

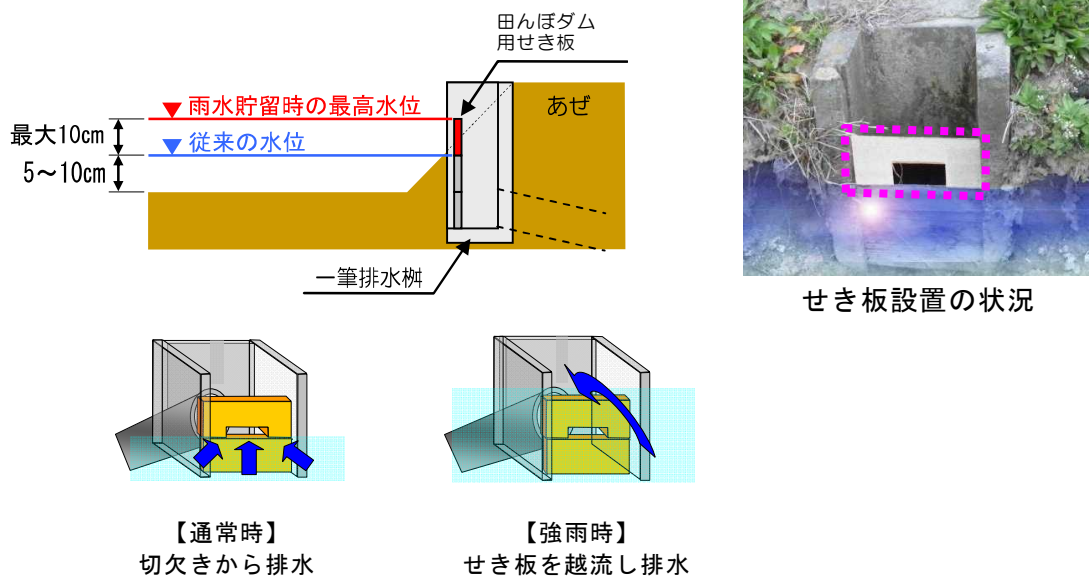


図) たんぼダムのイメージ(せき板)

⑤ 維持管理

前記①～④に関する施設の所有者は、当該施設の雨水貯留浸透機能を維持するよう、適正な管理に努める。

⑥ 指定雨水貯留浸透施設の指定

県は、前記①～④に関する取組のうち、その施設の規模や浸水被害の発生状況、推進協議会の協議内容等から、雨水貯留浸透機能を備え、又は維持することが計画地域における流域対策に特に必要と認め、所有者等の同意の得られた施設を指定雨水貯留浸透施設に指定(条例第22条)し、所有者等はその機能維持を図る。

雨水貯留浸透施設の整備者と施設管理者が異なる場合は、管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来にわたる維持管理に努める。